

税制改正等の内容

- 令和7年3月31日付で所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が公布され、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われています。

1 以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われることとなりました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

（1）基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		改正前	
	改正後 ^(注1)			
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)			
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 (475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)		
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 (665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)	48万円	
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 (850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円		

（注）1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

(2) 給与所得控除の見直し

- イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。
- ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

- イ 居住者が特定親族^(注)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人のいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

- ロ 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
公的年金等・・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を 一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万円5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万円5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

2 住宅借入金等特別控除について、次の措置が講じられました。

(1) 子育て世帯等^(注1)が、①認定住宅等^(注2)の新築、②認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得、③買取再販認定住宅等の取得をして、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の借入限度額を次のとおりとして、所得税額の特別控除が適用できることとされました。

住宅の区分	借入限度額			
	住宅借入金等		再建住宅借入金等 ^(注3)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
認定住宅	4,500万円	5,000万円		
Z E H水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円	4,500万円	5,000万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円		

- (注) 1 「子育て世帯等」とは、年齢40歳未満であって配偶者を有する人、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する人又は年齢19歳未満の扶養親族を有する人をいいます。
- 2 「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいいます。以下同じです。
- 3 「再建住宅借入金等」とは、居住の用に供していた家屋（以下「従前家屋」といいます。）が、東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった人（令和7年1月1日以後に、再取得等をした家屋を居住の用に供する場合は、従前家屋が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた人に限られます。）の住宅の再取得等のための住宅借入金等をいいます。
- (2) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40m²に緩和（原則：50m²）する措置が、令和7年12月31日以前（改正前：令和6年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋について適用できることとされました。

3 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得の金額の計算について、次の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。

この改正は令和7年4月1日以後に効力が生じる特定法人課税信託^(注1)について適用されます。

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式^(注2)については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとされました。

また、当該特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされました。

- (注) 1 「特定法人課税信託」とは、その信託財産に属する特定株式に係る発行法人等（特定株式の発行法人、当該発行法人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいいます。）が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行法人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいいます。
- 2 「特定株式」とは、一定の譲渡制限付株式以外の株式をいいます。

4 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の、①公式参加者に勤務する非居住者、②公式参加者の博覧会関連業務を行う一定の外国法人に勤務する非居住者、③公式参加者が博覧会の会場における一定の任務のために任命する非居住者、④その任務に係る事務の代理をする非居住者、⑤博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者の一定の給与について、所得税が課されないこととされました。

所得税が課されないこととされるのは、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に行う博覧会関連業務に係る勤務に基因する給与に限られます。

5 退職所得課税について、次の見直しが行われました。

(1) 老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいいます。以下同じです。）以外の退職手当等の支払を受ける年（以下「受給年」といいます。）の前年以前9年内に老齢一時金（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限ります。）の支払を受けた場合には、次に掲げる退職手当等が退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされました。

この改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます。

イ 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前9年内に支払を受けたもの

ロ 令和8年1月1日前に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前4年内に支払を受けたもの

(2) 令和8年1月1日以後に支払を受けるべき老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年（改正前：7年）とされました。

(3) 退職手当等の支払をする者は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等について、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされました。

6 生命保険料控除について、次の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。

この改正は、令和8年分の所得税について適用されます。

(1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

(2) 旧生命保険料及び上記(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が6万円（改正前：4万円）とされました。

(注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、現行と同様の12万円となります。

7 上記のほか、令和7年度の税制改正において、次の見直し等が行われています。

- (1) NISAについて、つみたて投資枠で投資可能なETF（上場株式投資信託）に係る要件の見直し及び金融機関変更時の即日買付けを可能とする措置（適用開始日：令和7年4月1日）
- (2) 特定口座に受け入れができる上場株式等の範囲の拡充（適用開始日：令和7年4月1日）
- (3) 本人確認の方法について、署名用電子証明書を送信する方法に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を送信する方法によることができるることとする措置（適用開始日：令和7年4月1日）
- (4) スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）をe-Taxで送信する場合等の要件に係る次の見直し
 - ・ その読み取り等の色調について、フルカラーに加え、グレースケールを追加（適用開始日：令和7年4月1日）
 - ・ 送信可能なイメージデータのファイル形式について、PDF形式に加え、JPEG（JPG）形式を追加（適用開始日：令和10年1月1日）
- (5) ジュニアNISA口座のみなし廃止手続の整備（適用開始日：令和8年1月1日）

租税条約関係（未発効）

○ アルメニア共和国との新租税条約の署名が行われました

日本国政府とアルメニア共和国政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約」の署名が行われました。

本条約は、昭和61年に発効した租税条約（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の条約（以下「旧条約」といいます。））を全面的に改正するものであり、具体的には、事業利得及び投資所得に対する課税の改正のほか、本条約の濫用防止措置、相互協議手続における仲裁手続及び租税債権の徵収共助の導入並びに租税に関する情報交換の拡充を行うものです。

（注） 本条約は、アルメニア共和国以外の国と日本との間で適用されている現行の租税条約に影響するものではありません。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

	旧条約	本条約
配 当	15%	免税（議決権保有割合25%以上・保有期間365日以上） ^(注) 5%（その他）
利 子	免税（政府受取等） 10%（その他）	免税（政府受取等） 5%（その他）
使用料	免税（著作権） 10%（その他）	5%

（注） 配当を支払う法人の課税所得の計算上控除される配当については、10%の限度税率が適用されます。

- 3 相互協議手続及び仲裁制度
- 4 情報交換及び徵収共助
- 5 条約の特典の濫用防止

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和7年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和8年1月1日以後に支払を受けるものから適用されます。なお、情報交換及び徵収共助に関する規定は本条約が効力を生ずる日から、それぞれ適用されます。

○ トルクメニスタンとの新租税条約の署名が行われました

日本国政府とトルクメニスタン国政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約」の署名が行われました。

本条約は、昭和61年に発効した租税条約（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の条約（以下「旧条約」といいます。））を全面的に改正するものであり、具体的には、事業利得及び投資所得に対する課税の改正のほか、本条約の濫用防止措置、相互協議手続における仲裁手続及び租税債権の徵収共助の導入並びに租税に関する情報交換の拡充を行うものです。

（注） 本条約は、トルクメニスタン以外の国と日本との間で適用されている現行の租税条約に影響するものではありません。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

	旧条約	本条約
配 当	15%	免税（議決権保有割合25%以上・保有期間6月以上） 10%（その他）
利 子	免税（政府受取等） 10%（その他）	免税（政府受取、金融機関受取、年金基金受取等） 10%（その他）
使用料	免税（著作権） 10%（その他）	10%

（注） 配当を支払う法人の課税所得の計算上控除される配当については、10%の限度税率が適用されます。

- 3 相互協議手続及び仲裁制度
- 4 情報交換及び徵収共助
- 5 条約の特典の濫用防止

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和7年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和8年1月1日以後に支払を受けるものから適用されます。なお、情報交換及び徵収共助に関する規定は本条約が効力を生ずる日から、それぞれ適用されます。